

信用保証

ガイドブック

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

愛知県信用保証協会の基本理念

私たちは、「中小企業のベストパートナー」として、

事業者の皆さまとともに挑戦します。

私たちは、金融支援と経営支援に^{しんし}真摯に取り組み、

事業者の皆さまとともに成長します。

私たちは、地域経済の発展に貢献し、

事業者の皆さまとともに豊かな未来を創ります。



(令和7年1月策定)

中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE
愛知県信用保証協会
<https://www.cgc-aichi.or.jp/>
〒453-8558 名古屋市中村区椿町7番9号
信用保証ガイドブック 令和8年4月発行

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

本協会ホームページ、
公式SNSでは、
各種セミナー情報など最新の
お役立ち情報を随時
更新しています。



フォローしてね

FSCミックス



UD
FONT
by MORISAWA



ホームページ 公式SNS(X)

愛知県信用保証協会は、事業資金の借入をスムーズにする公的機関です。

協会を利用するメリット

メリット

1

金融機関からの借入れがスムーズに進みます。

公的機関である協会が保証人となることで、金融機関からの借入れがスムーズに進みます。

メリット

2

原則として、担保は不要です。

メリット

3

協会と連携した県・市融資制度※のご利用ができます。

※ 通常よりも低い保証料率でかつ原則固定金利のため計画的なご返済が可能です。
また、一部の市町村では保証料等に対する助成制度が設けられています。

メリット

4

さまざまな経営支援を受けられます。

中小企業診断士等の専門スタッフを中心に、中小企業・小規模事業者のみなさまの創業・経営改善等のお手伝いをします。

Point

金融支援と経営支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。



信用保証協会とは

中小企業・小規模事業者のみなさまが、金融機関から事業に必要な資金の融資を受けるとき、その保証人となり、借入れをスムーズにする公的機関※です。また、事業についてのご相談をお受けしているほか、さまざまな経営支援に取り組み、みなさまをサポートしています。

全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着し、業務を行っています。

※ 信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された公的機関です。

愛知県内の中小企業・小規模事業者のうち約4割の企業が愛知県信用保証協会を利用しています。

INDEX



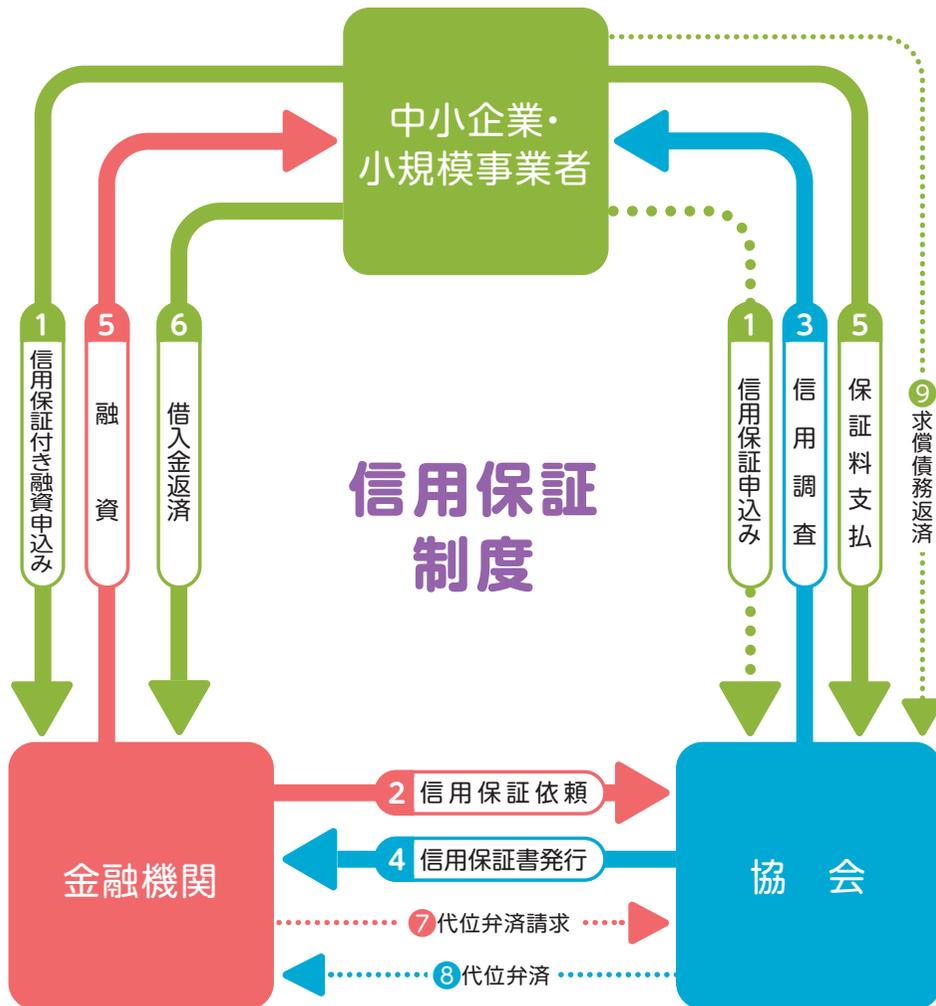
- 信用保証制度とは？
信用保証制度のしくみ P01
- 申込みの方法は？
申込窓口/一般的な申込みの流れ P03
申込みに必要な書類/個人情報保護について P04
- 保証の対象は？
保証の対象となるかた P05
ご利用いただけないかた/保証の対象となる資金 P06
- 責任共有制度とは？
責任共有制度 P07
- 保証料とは？
保証料 P08
保証料の計算 P09
- ご注意ください！ P11
- どんな制度があるの？ P12
- 借換えのご案内 P13
- お役立てください
保証協会団体信用生命保険制度のご案内 P14
- 経営支援をお求めのかたへ
経営課題の解決に向けて P15
女性経営者のみなさまへ P17
- 相談・お問い合わせ窓口 P18
- ご利用にあたって
所在地 P19
担当部署 P21

信用保証制度とは？

信用保証制度のしくみ

信用保証制度とは、中小企業・小規模事業者のみなさまが金融機関から事業に必要な資金の融資を受けるとき、協会が保証人となって借入れをスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度です。

信用保証制度のしくみは、次のとおりです。



- 1 中小企業・小規模事業者** | 金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。協会へ直接保証申込みをすることもできます。
- 2 金融機関** | 協会に信用保証の依頼をします。
- 3 協会** | 中小企業・小規模事業者のみなさまの信用調査をします。(保証審査)
- 4 協会** | 審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は、保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関** | 信用保証書に基づいて融資をします。
- 5 中小企業・小規模事業者** | 金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。信用保証委託契約書を提出します。
- 6 中小企業・小規模事業者** | 借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- 7 金融機関** | 万が一、中小企業・小規模事業者のみなさまが倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会** | 請求に基づき、借入金の残債務を金融機関に支払います。(代位弁済)
- 9 中小企業・小規模事業者** | 代位弁済によって返済義務がなくなるわけではありません。代位弁済後は、金融機関ではなく、協会に返済することとなります。(求償)

申込みの方法は？

★申込みの前にご相談いただけます。
相談窓口についてはP17～22をご参照ください。

申込窓口

愛知県信用保証協会

各支店
(P21、22参照)

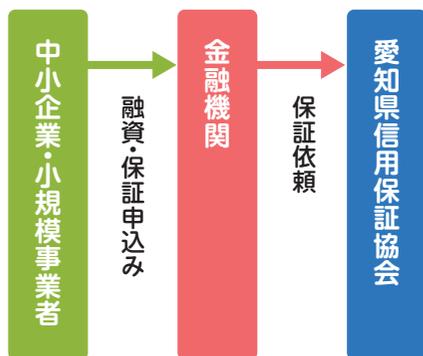
金融機関

県内に店舗があるほぼすべての金融機関
銀行、信用金庫、信用組合等

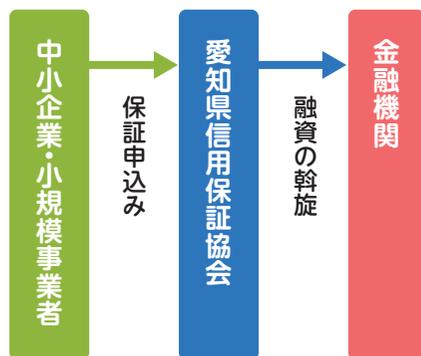
★一部の保証制度については、商工会・商工会議所から推薦を受けて、申込みことができます。

一般的な申込みの流れ

▼金融機関を通じて申込み場合



▼協会に直接申込み場合



申込みから借入れまでの流れ

申込み

▶ 信用調査

▶ 保証書発行

▶ 借入れ

申込みに必要な書類



- 信用保証委託申込書
- 個人情報の取扱いに関する同意書
- 印鑑証明書の写し
- 確定申告書・決算書の写し(2期分)
- 許可等を要する事業を営んでいる場合は、許可証等の写し
- 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等の写し
- 法人の場合は、商業登記にかかる登記事項証明書の写し
- 不動産担保を提供する場合は、不動産登記にかかる登記事項証明書、固定資産評価証明書、公図、建物図面、各階平面図の写し等

(注) 上記のほか、ご利用する保証制度によって必要となる書類があります。
また、貸付実行時には、信用保証委託契約書の提出が必要となります。

個人情報保護について

信用保証付き融資のご利用にあたって、ご提供いただいたお客様の個人情報は、金融機関とともに適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

ただし、関係機関には、信用保証制度の適切な維持・運営等のため、必要に応じお客様の個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはありません。

本協会では、個人情報保護宣言を制定し、適正な個人情報の保護に努めています。詳しくは、本協会ホームページをご覧ください。

また、本協会では、お客様のマイナンバー(個人番号)を取得することはありません。

保証の対象は？

保証の対象となるかた

法人の場合は本店※¹または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居※²または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(以下「医療法人等」といいます。)、特定非営利活動法人(NPO法人)、組合等

★ これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※¹ 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※² 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業(飲食店を含みます。)

資本金
5,000万円以下
または
常時使用の従業員
50人以下



サービス業

資本金
5,000万円以下
または
常時使用の従業員
100人以下



卸売業

資本金
1億円以下
または
常時使用の従業員
100人以下



製造業等

資本金
3億円以下
または
常時使用の従業員
300人以下



医療法人等

常時使用の従業員
300人以下



(注1) ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業、旅館業を営む個人事業者または会社については、資本金、従業員数の制限を拡大しています。

(注2) 会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)および土業を規定する法律に基づく法人をいいます。

(注3) 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むことまたはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

ご利用いただけないかた

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。

業種等

農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、貸金業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除きます。)等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

その他

- 1 許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- 2 税金等を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- 3 手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- 4 電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- 5 協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
- 6 借入れについて、返済を延滞しているかた
- 7 休眠会社
- 8 会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。)のかた(事業再生保証の対象となるかたを除きます。)
- 9 保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

上記のほか、総合的な判断の結果、ご利用いただけない場合があります。

保証の対象となる資金

事業経営に必要な運転資金と設備資金

(注1) 生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用できません。

(注2) 原則として、旧債振替資金(本協会の信用保証付き以外の借入金返済資金)にはご利用できません。

(注3) 設備資金の場合は、借入後に領収書等設備導入が客観的に確認できる資料の写しの提出が必要です。

責任共有制度とは？

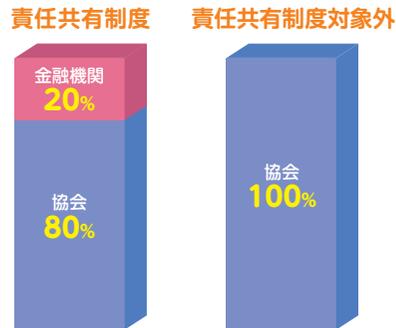
責任共有制度

■ 目的

信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者のみなさまを支援することを目的としています。

■ 負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。



■ 責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される保証があります。

対象から除外される主な保証

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号、6号にかかる保証
- 災害関係保証
- 危機関連保証
- 創業関連保証(再挑戦支援保証を含みます。)
- 小口零細企業保証



保証料とは？

保証料

信用保証利用の対価として、金融機関を通じて所定の保証料を協会へお支払いいただきます。

協会がいただくのは、保証料だけです。用紙代、斡旋料、謝礼金等は一切不要*です。

保証料は、借入金額、保証料率、保証期間、返済方法によって決まります。

保証料のお支払方法は、一括と分割があります。分割をご希望のかたは、保証(または条件変更)申込み時にお申し出ください。

* 借入時には、別途金融機関に支払う利息、契約時の印紙代などが必要となります。

■ 保証料率の体系

原則として保証料率は、中小企業・小規模事業者のみなさまの財務状況に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。

区分は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により決算内容を評価し、一定の定性要因(非財務要因)を加味して、決定されます。

ただし、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

ホームページはこちら
(PDFファイルヘリンク)



★ 各保証制度の保証料率は、本協会ホームページをご覧ください。

一般料率

(単位 年率%)

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している会社は、保証料率を0.10%割引引きします。

担保割引

弾力料率が適用される保証および一部保証制度において、不動産等の担保を提供いただく場合は、保証料率を0.10%割引引きします。

保証料とは？

保証料の計算

保証料は、次の式により計算します。なお、円未満の端数は、切捨てます。

(1) 月数保証 (保証期間を月数で定めた保証) の場合

① 期日一括返済のとき

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)}}{12}$$

② 分割返済のとき

据置期間、据置金額がない場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)}}{12} \times \text{分割返済回数別係数}$$

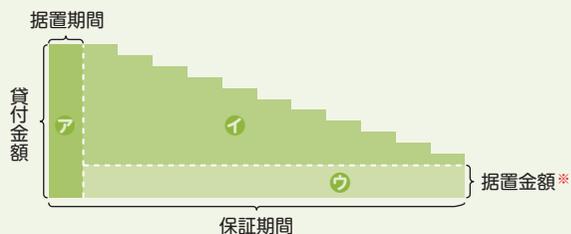
据置期間、据置金額がある場合 (次の⑦～⑨の合計となります。)

$$\text{⑦} \text{ 貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{⑧} \text{ (貸付金額} - \text{据置金額)} \times \text{保証料率} \times \frac{(\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)})}{12} \times \text{分割返済回数別係数}$$

$$\text{⑨} \text{ 据置金額} \times \text{保証料率} \times \frac{(\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)})}{12}$$

分割返済 保証料計算 イメージ



※ 最終回の返済額が最終回の直前回の返済額の2倍を超える場合における最終回の返済額と直前回の返済額の差のこと

分割返済回数および返済方法に応じて、次の分割返済回数別係数を適用します。

分割返済回数	均等分割返済の場合	不均等分割返済の場合
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

(2) 確定日保証 (貸付予定日および最終返済期日を定めた保証) の場合

① 期日一括返済のとき

$$\text{貸付(割引)金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(日)}}{365}$$

② 分割返済のとき

計算方法は、(1) ②と同様ですが、保証期間は、貸付予定日の翌日から最終返済期日までの日数となります。

③ 根保証のとき

$$\text{貸付(割引・貸越)極度額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(日)}}{365}$$

期日一括返済および根保証 保証料計算イメージ

貸付金額
(極度額)



保証期間

(3) 計算例

① 貸付金額1,200万円、保証料率1.15%、保証期間12か月の場合

▶ 期日一括返済のとき
保証料 = 12,000,000円 × 1.15% × $\frac{12(\text{月})}{12}$ = 138,000円

▶ 均等分割返済のとき
据置期間、据置金額がない場合 (分割返済回数別係数0.65)
保証料 = 12,000,000円 × 1.15% × $\frac{12(\text{月})}{12}$ × 0.65 = 89,700円

② 貸付金額1,200万円、保証料率1.15%、保証期間24か月の場合

▶ 期日一括返済のとき
保証料 = 12,000,000円 × 1.15% × $\frac{24(\text{月})}{12}$ = 276,000円

▶ 均等分割返済のとき
据置期間、据置金額がない場合 (分割返済回数別係数0.60)
保証料 = 12,000,000円 × 1.15% × $\frac{24(\text{月})}{12}$ × 0.60 = 165,600円



本協会ホームページで、保証料シミュレーションが可能です。



ご注意ください!

反社会的勢力の排除について

- ▶ 暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。
反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証利用に際し、提出していた信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

信用保証協会は、 法律に基づく公的機関です。

- ▶ 金融斡旋屋等の第三者が介入・介入した保証申込みは、固くお断りします。
保証のご利用に際しては、保証料以外は一切必要ありません。また、保証料を事前にいただくことはありません。
- ▶ 申込手続は、必ずご自身で行ってください。
申込人以外のかた(金融斡旋屋等の第三者)の交渉および同席は、固くお断りします。
- ▶ 「信用保証協会」の類似名称を使用した機関、団体には、十分ご注意ください。
「信用保証協会」という名称は、信用保証協会法第3条第2項に基づき主務大臣の設立許可を受けた者以外に使用することはできません。「信用保証協会」の類似名称を使用した機関、団体からの電話、ダイレクトメール等にはくれぐれもご注意ください。そのような機関、団体と本協会とは一切関係ありません。



どんな制度があるの?

中小企業・小規模事業者のみなさまの多様な資金ニーズに応えるため、さまざまな保証制度をご用意しています。

主な保証制度はこちらをご覧ください▶



例えば、こんなときにご利用できる保証制度があります!



経営者保証の取扱いについて

■ 経営者保証とは

信用保証利用の際、経営者個人が法人の連帯保証人となる「経営者保証」が必要となる場合があります。ただし、原則として、法人代表者および実質的な経営権を持っているかた以外の連帯保証人は不要です。

■ 経営者保証の提供を不要とする取扱い

本協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、原則として一定の要件に該当する場合に、経営者保証の提供を不要とする取扱いをしています。

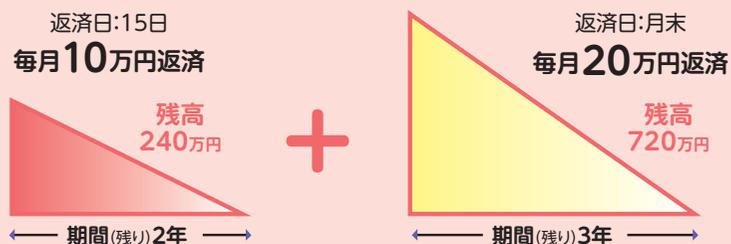
また、ガイドラインを一部充足しない場合でも、信用保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法により、経営者保証を提供しないことを選択できる制度もあります。

なお、経営者保証に関するご相談をお受けするための専用窓口を設置しています。
(フリーダイヤル 0120-454-754)お困りの際はご相談ください。

借換えのご案内

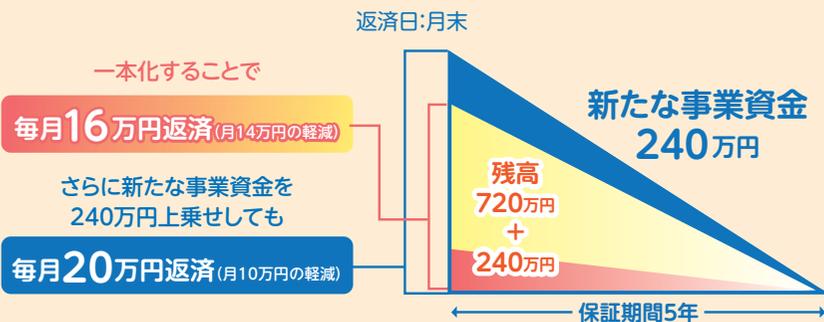
メリット

- ✓ 返済の進んだ複数の信用保証付き融資を一本化し、返済期間を見直すことで、月々の返済負担の軽減を図ることができます。
- ✓ 借換えにより返済日も同じになるため、資金管理がしやすくなります。
- ✓ 新たな事業資金を上乗せして借換えることもできます。



毎月合計30万円返済

2口の信用保証付き融資を一本化



- (注1) 責任共有制度対象の保証を、責任共有制度対象外の保証で借換えることはできません。
(注2) 保証の条件は、ご利用の制度により異なります。
(注3) ご利用の制度によっては、借換えができない場合があります。

お役立てください

安心のプラスワンサービス

保証協会団体信用生命保険制度 (保証協会団信)のご案内

中小企業・小規模事業者のみなさまが、万が一死亡・高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、生命保険会社が支払う保険金で信用保証付き融資の残額を弁済します。

保証協会団信加入の可否が保証審査に影響を与えることはありません。

申込手続きについては、各金融機関窓口でご相談ください。

メリット

- ✓ みなさまの事業の維持・安定とともに、ご家族の安心が図られます。
- ✓ 一般の生命保険より割安な特約料(保険料)でご利用いただけます。

▶ 加入できるかた

次のいずれかに該当し、加入申込日(告知日)現在満20歳以上満71歳未満のかた

- ① 個人事業者本人
- ② 法人の代表者であって、信用保証付き融資の連帯保証人

(注) 代表者が複数いる場合および連帯債務者の場合は、そのうちの1名とします。

▶ 対象となる融資

次の条件を満たす信用保証付きの証書貸付

- ① 金額 100万円以上2億円以下
- ② 期間 1年以上
- ③ 返済方法 分割返済

(注) 融資実行後の途中加入はできません。

▶ 申込書類

- 団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書
- 「保証協会団信」申込書兼告知書
- 所定の健康診断結果証明書(申込金額が5,000万円を超える場合等)

▶ 特約料(保険料)

特約料(保険料)は債務残高をもとに計算され、保証協会団信申込み時に登録された口座から年1回引き落としされます。

経営支援をお求めのかたへ

経営課題の解決に向けて

本協会では、中小企業・小規模事業者のみなさまの経営課題の解決をお手伝いするため、次の取組みを無料で行っています。お気軽にご相談ください。

経営支援に関するお問い合わせ先
経営支援部経営支援課 ☎052-454-0516

受付時間：平日 午前9時～午後5時

McSS経営診断を活用したい

日本最大級の中小企業データベースに基づく経営診断システムを活用した「McSS経営診断報告書」により、財務面の「強み」「弱み」を知ることができます。ご利用は、法人のお客様に限られます。



詳しくは、こちらをご覧ください。

資金繰り表の作成支援を受けたい

資金の推移を「見える化」するため、本協会職員が資金繰り表の作成をお手伝いします。また、完成した資金繰り表を活用して、ご相談に応じるほか、作成支援完了の3か月後を目安にフォローアップを行い、資金繰りの状況を一緒に確認します。



詳しくは、こちらをご覧ください。

ローカルベンチマークの策定支援を受けたい

本協会の中小企業診断士の資格を有する職員等で組成されたローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」メンバーが、ローカルベンチマーク策定を通じて、収益性、健全性などの事業の「見える化」をサポートします。



詳しくは、こちらをご覧ください。

専門家に相談したい

本協会の職員が、みなさまの経営課題をお伺いし、次の中から、最適な支援メニューを提案します。基本的に費用負担はありません。

個別診断

経営全般に関する診断

中小企業診断士が3回訪問のうえ、客観的な視点で現状分析を踏まえた経営課題の抽出を行うとともに、具体的な解決策をアドバイスします。

経営改善計画等策定診断

経営改善計画等の策定支援

中小企業診断士が6回訪問のうえ、改善に向けた施策、アクションプラン、数値計画を取りまとめた経営改善計画の策定をお手伝いします※。

※一部費用負担が発生することがあります

ワンポイントアドバイス

具体的なお悩みに対するアドバイス

具体的な経営のお悩みに対して、経営課題に精通した専門家が具体的な解決策を提案します。ワンポイントアドバイスを担当する専門家の一覧はこちらのPDFをご覧ください。



ピンポイント法律相談

弁護士による法律問題に対するアドバイス

弁護士が経営上の法律問題に対してアドバイスします。(1回60分)

他機関の紹介

専門性の高いアドバイス

よろず支援拠点等他の支援機関が実施する経営支援メニューをご紹介します。



経営支援メニューの詳細は、こちらをご覧ください。



経営支援をご利用されたかたの声は、こちらをご覧ください。

経営支援をお求めのかたへ

女性経営者のみなさまへ

女性経営者支援チーム「アイリス」

これから創業をお考えの女性や女性経営者、女性を主な顧客とする事業の経営者(以下「女性経営者」といいます。)のみなさまに対し、きめ細かなサポートを行います。

女性経営者専用窓口

☎ 0120-454-877

受付時間：平日 午前9時～午後5時

- 創業や経営について誰に相談したらいいんだろう...
- 創業って何から始めたらいいのかなあ?
- 事業資金のこと、男性に相談するのはちょっと...

といったお悩みにお応えするため、本協会では、女性経営者専用の窓口を設置しています。

女性経営者支援チーム「アイリス」が対応いたします。
お気軽にご相談ください。



メンタリングのご案内

メンタリングとは、経験豊富な相談員(メンター)との対話を通じて、相談者が抱える課題や悩みを解決する取組みのことです。

本協会をご利用中のかたは、最長6か月間のうちに最大6回のメンタリングを無料で受けることができます。

詳しくは、女性経営者専用窓口へお問い合わせください。

相談・お問い合わせ窓口 **無料**

本協会では、中小企業・小規模事業者のみなさまの金融・経営に関するさまざまなご相談をお受けするため、電話相談窓口およびWeb相談フォームを開設しています。相談はすべて無料ですので、お気軽にご相談ください。

電話相談窓口：平日 午前9時～午後5時

総合相談窓口

金融相談 経営相談 金融機関紹介

☎ 0120-454-754

新たな借入れのご相談だけでなく、複数の信用保証付き融資の一本化や、売上減少等により返済が難しくなったときの返済条件の変更、金融機関の紹介など、金融・経営全般に関するご相談をお受けします。

経営者保証に関する相談窓口

☎ 0120-454-754

経営者保証に関するご相談をお受けする専用窓口です。経営者保証を不要とする保証制度や取扱いをご案内します。

スタートアップサポートデスク

☎ 052-454-0520

新たな技術やビジネスモデルを用いて、これから高成長を目指す事業を創業する、または事業化間もないかたをサポートする専用窓口です。
資金調達から事業計画の策定など、必要に応じて専門家とも協力しながら、経営をサポートします。なお、ご相談は、STATION Aiでもお受けすることができます。

事業承継サポートデスク

☎ 052-454-0526

事業承継に関するさまざまな課題の解決をサポートする専用窓口です。事業承継の準備から計画の策定、実行の段階まで幅広い支援策を取り揃えています。

再チャレンジに関する相談窓口 ☎ 0120-454-754

既に経営の立て直しが困難な状況にあり、円滑な形で廃業を進め、その後の第二創業・再チャレンジに向けたご相談等をお受けする専用窓口です。



Web相談フォーム

電話相談窓口の受付時間外にもご相談の受付が可能です。
いただいたご相談は、メールまたは電話でご連絡させていただきます。
(連絡時間：平日 午前9時～午後5時)



その他、事前予約が必要な窓口もあります。申込方法や開催日程については、ホームページをご覧ください。

土曜相談窓口 (第2・第4土曜日に開催)

平日ご来店できないかたのための窓口です。

出張定例金融相談会

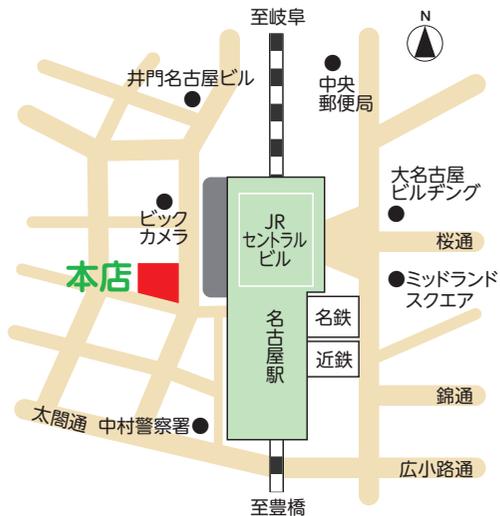
一部の商工会・商工会議所において、定例開催しています。

ご利用にあたって

所在地

本店 駐車場あり

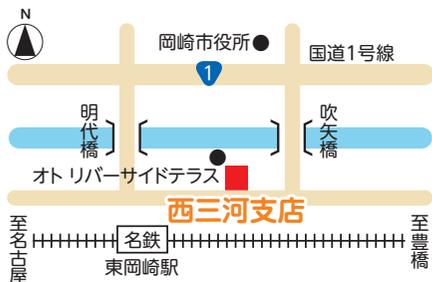
〒453-8558
 名古屋市市中村区椿町7番9号
 JR名古屋駅新幹線側太閤通口正面
 (エスカ地下街 E2出口 出てください)



お住まいの住所地 (法人の場合は本店所在地) を担当区域とする窓口にお問い合わせください。

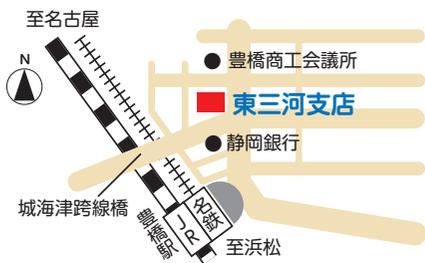
営業時間は、平日 午前9時～午後5時となります。

本店内に
名古屋支店 (名古屋市内を担当)
尾張支店 (名古屋市外を担当)
 があります。



西三河支店 駐車場あり

〒444-8612
 岡崎市上明大寺町2丁目13番地
 名鉄東岡崎駅から徒歩3分



東三河支店 駐車場あり

〒440-0076
 豊橋市大橋通2丁目125番地
 JR・名鉄豊橋駅から徒歩7分
 (豊橋商工会議所から南へすぐ)



ご利用にあたって

担当部署

名古屋支店

▶ 業務第一課

TEL 052-454-0511 FAX 052-454-0360

担当区域 東区、北区、西区、中村区、中川区、港区、守山区

▶ 業務第二課

TEL 052-454-0512 FAX 052-454-0361

担当区域 千種区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、名東区、天白区

尾張支店

▶ 業務第一課

TEL 052-454-0531 FAX 052-454-0362

担当区域 一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡

▶ 業務第二課

TEL 052-454-0532 FAX 052-454-0363

担当区域 春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、北名古屋市、丹羽郡、豊山町

▶ 業務第三課

TEL 052-454-0541 FAX 052-454-0364

担当区域 瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、知多郡、東郷町



西三河支店

▶ 業務第一課

TEL 0564-25-2430 FAX 0564-25-1151

担当区域 岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、幸田町

▶ 業務第二課

TEL 0564-25-2431 FAX 0564-25-1152

担当区域 刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市

東三河支店

▶ 業務課

TEL 0532-57-5611 FAX 0532-57-5600

担当区域 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡

